

ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託

仕 様 書

令和 7 年度

大島地区衛生組合

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1 業務の目的

本業務は、大島地区衛生組合（以下、「本組合」という。）にて名瀬クリーンセンターの老朽化に伴い次期施設を建設するにあたり、ごみ処理の現状と課題を把握して、最新のごみ処理技術の動向調査を行ったうえで、次期施設の処理規模、処理方式、整備手法、及び建設候補地等を検討することとなり、複数の選択肢を比較することにより本組合の今後の施設整備方針を明らかにすることを目的として委託するものである。

2 業務の名称

ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託

3 業務場所

大島地区衛生組合構成市町村（奄美市・大和村・龍郷町・宇検村・瀬戸内町）管内

4 契約期間

契約締結日より令和8年3月19日までとする。

5 仕様書の適用範囲

業務範囲は次の通りとする。

- ・ごみ処理施設整備基本構想策定業務

第2節 一般事項

1 仕様書の適用範囲

- (1) 本仕様書は、「ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託」に適用する。
- (2) 受託者は本仕様書に定めのない事項や本業務の遂行にあたり、業務上必要と思われるものについては、本組合と受託者双方で協議のうえ、決定するものとする。

2 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」をはじめ、環境関連法令、同施行令、同施行規則、また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、同施行令など、関連する法令・規格等を遵守しなければならない。

3 一般指示事項

受託者は、本組合と緊密な連絡をとり、十分な打合せのうえ業務を遂行する。
また、作業途中であっても本組合が中間報告を求めたときには、ただちに報告すること。

4 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出し、必要に応じて本組合の承認を得なければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度本組合の承認を得なければならない。

- (1)業務計画書
- (2)業務工程表
- (3)技術者届及び経歴書（資格を証する書類を添付）
- (4)業務着手届
- (5)業務目的物引渡書
- (6)業務完了届
- (7)その他必要な書類

5 業務管理

- (1)本業務は、専門的知識を有する高度な技術者が実施しなければならない。
- (2)管理技術者は、技術士法に基づく技術士【衛生工学部門－廃棄物・資源循環】又は【総合技術監理部門】の資格を有し、且つごみ処理施設整備基本構想又はごみ処理施設基本計画策定業務の管理技術者としての従事実績を有する者とする。
- (3)照査技術者は、技術士法に基づく技術士【衛生工学部門－廃棄物・資源循環】又は【総合技術監理部門】の資格を有し、且つごみ処理施設整備基本構想又はごみ処理施設基本計画策定業務の管理技術者もしくは照査技術者、担当技術者としての従事実績を有する者とする。
- (4)担当技術者は、ごみ処理施設基本構想又はごみ処理施設基本計画策定業務の担当技術者としての従事実績を有する者とする。
- (5)管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務はできないものとする。

6 秘密の保持等

- (1)受託者は、業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2)受託者は、成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を本組合の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。
- (3)受託者は、本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報保護の重要性を充分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

7 無効となる契約

- (1)著しく信義に反する行為を起こした場合
- (2)関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (3)会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難な状態に至った場合

8 打合せ議事録

打合せに際しては、受託者の責任において議事録を2部作成し、打合せの経過を明確にしておくとともに、本組合、受託者双方で内容を確認のうえ保管する。

9 関係機関との協議

受託者は、業務に必要な関係機関（諸官庁）との協議または諸手続き等については、本組合の承諾のもとで、受託者の責任において適正に処理するものとする。

また、これらの関係機関との協議結果等については、受託者は遅滞なく本組合に報告すること。

10 疑義および協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、速やかに本組合、受託者双方で協議し決定するものとする。

11 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、本組合が所有し本業務に利用できる資料については、これを受託者に貸与することは可能である。受託者は貸与された資料については、借用書を作成のうえ本組合に提出し、業務完了時までに返納すること。

12 審査及び検査

(1) 成果品の審査

- 1) 受託者は、成果品提出時に本組合の審査を受けなければならない。
- 2) 成果品の審査において、訂正を指示された時は、速やかにこれを処理しなければならない。

(2) 業務の完成

業務の完成は、本組合が成果品を審査確認し、合格した時とする。

(3) 検査及び引渡し

成果品については、本組合の検査を受けて引渡す。

13 留意事項

本組合の都合により、計画の一部を変更することができる。これに伴う設計事務の手戻り等、委託業務に変更を生じた場合は、委託料及び納期について別途協議し決する。

14 担保事項

業務完了後においても、本業務に関して関係機関からの指示事項があった場合は、速やかに受託者の責任においてこれを処理するものとする。

15 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1)名瀬クリーンセンター新施設整備基本構想報告書	A4版製本	10部
(2)同上概要版	A4版製本	10部
(3)議事録	A4版製本	1部
(4)その他資料		必要部数
(5)報告書・概要版の原稿(電子データ CD-R)		2枚

第2章 特記仕様書

第1節 業務の目的及び業務概要

本組合は、奄美市、大和村、龍郷町、宇検村、瀬戸内町で構成され、それぞれの市町村から発生するごみを名瀬クリーンセンターで処理しているが、この名瀬クリーンセンターは、平成9年3月に竣工し、施設稼働後28年が経過し設備等の劣化が著しく、新たなごみ処理施設の整備が必要となっている。

本業務は本組合が進める新ごみ処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設)適地選定を行うにあたっての計画骨子を設定することを目的とし、近年の施工事例や最新技術動向をもとに、施設規模や設備構成、浸出水処理計画、配置計画、工程計画、概算事業費について検討する。

第2節 業務内容

1 ごみ処理の現状と課題の整理

ごみ処理施設整備基本構想の基礎となる、ごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理の課題を抽出、整理する。

(1) ごみ処理状況の把握

ごみ処理状況の把握として、ごみ処理対象人口、ごみ処理体制、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績・施設の状況及びごみ処理における課題等を整理する。

(2) 現状の課題（分別・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分及び無放流の処理水等）

現状の課題として、分別・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分及び無放流の処理水等の各課題を把握・整理する。

2 ごみ処理技術の動向

ごみ処理技術における最新の技術的動向を調査し、整理する。

(1) 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システムの技術動向調査

運搬車両等の種類、中継施設といった運搬・輸送システムの技術的動向の把握を行う。

(2) 中間処理の技術動向調査

先進事例などを調査し、適用可能な処理方式を比較・検討する。検討に関しては、現在我が国で行われている中間処理（ごみの焼却、溶融、熱分解、RDF(固体燃料化)、バイオマス(メタンガス化等)、ごみの破碎・選別・堆肥化等）の技術的動向の把握を行う。

(3) 資源化・再利用施設の技術動向調査

資源化や再利用等の技術的動向の把握を行う。

(4) 焼却灰・飛灰処理に関する技術動向調査

中間処理施設から発生する焼却灰や飛灰等について、資源化や処理方法の技術的動向の把握を行う。

(5) 最終処分の技術動向調査

最終処分についての技術的動向の把握を行う。

3 計画処理量・ごみ質及び施設整備規模の設定

(1) 計画処理量・埋立対象物等の設定

名瀬クリーンセンターの処理対象物及び計画処理量について下記項目の整理を行う。

- ・将来人口の予測
- ・計画処理区内人口の予測
- ・ごみ発生量の見通し
- ・計画区内のごみ量の予測
- ・関連廃棄物量の実績と予測
- ・計画処理量の予測
- ・計画埋立容量、埋立面積

(2) 計画ごみ質の設定

最新データを用いて、下記項目整理する。

- ・ごみ質の状況
- ・計画ごみ質の設定

(3) 施設整備規模の設定

計画処理量及び収集変動、年間稼働日数を勘案し、計画目標年次における下記項目の施設整備規模を設定する。

- ・収集変動の検討
- ・ごみ減量の推移と計画目標年次の整理
- ・施設の運転体制の整理
- ・施設整備規模の設定
- ・災害廃棄物処理量の設定

(4) 処理残渣量の設定

ごみ処理施設から発生する処理残渣量について設定する。

4 施設整備基本構想

ごみ処理施設の建設方針について整理し、ごみ処理施設整備基本構想としてとりまとめる。

(1) 施設整備内容の決定

(2) 施設整備スケジュール

- ・各処理施設内容、施設の規模、運営・維持管理体制
- ・各処理施設計画から施設稼働までのスケジュール
- ・既存施設の存続、廃止計画

(3) 行財政計画

- ・行政施策、計画推進方針、管理運営計画等について取りまとめる。
- ・運営方式（公設公営、公設民営等について、PFI方式を含む）の概要を取りまとめる。
- ・概算事業費及び資金計画について取りまとめる。

5 次期施設候補地選定業務

次期施設の建設にあたり、構成市町村全域を対象として、候補地を選定し、その評価を行い、建設候補地をとりまとめる。

(1) 前提条件の抽出

構成市町村の一般廃棄物処理基本計画、地域計画等を基に、用地選定に必要な処理方式、施設規模、必要面積等の前提条件の検討を行う。

次期施設設置にあたり遵守すべき法令等を整理し、地形や周辺への影響など必要な条件と評価項目についても検討及び分類を行い、前提条件の抽出を行う。

(2) 次期施設の建設候補地の選定

最適な手法で候補地を絞り込む。

比較評価に係る評価項目、評価内容は、各候補地が持っている立地可能性を網羅的に把握するため、現場の状況を把握、かつ、既存資料等から候補地の持つ長所・短所の検討が行える評価項目、評価内容を検討する。

定量的・定性的に指標化された評価内容に基づき点数化のための評価基準を作成する。

また、最終的な評価は、評価基準に基づき各候補地の総合評価を行うが、評価を点数化し候補地ごとに特筆すべき長所・短所を明記するなどして、総合評価の高低の理由を明確にすること。

これらの諸条件は最適な組み合わせとなるよう協議しながら、資料で管理できる形に整理すること。また、最終的に取りまとめる資料は、客観性、納得性が高く、住民が理解できるわかりやすい資料として整理すること。

(3) 候補地選定状況の周知

住民に対し、候補地選定の状況が理解できるわかりやすい資料の作成を行うものとする。

6 その他支援

本業務を進めるにあたり必要な検討事項については、積極的に提案するとともに、本組合が支援を求めた場合は、積極的に協力すること。